

第59回児童福祉審議会子ども育成分科会

日 時：令和6年3月22日（金）9：30～11：00

場 所：はぐくみかん 5階 会議室4

出席委員（50音順、敬称略）：岩波啓之、久保山茂樹、高島洋子、玉川淳、宮田丈乃、吉田尚子

欠席委員：原田修二

事務局：（子育て支援課） 有川子育て支援課長、田中放課後児童対策担当課長、清水課長補佐、
加藤主任、黒田

傍聴者：なし

1 開 会 （事務局（子育て支援課））

- ・委員7名中6名の出席により会の成立を報告
- ・配付資料の確認

2 議 事 （会長による議事進行）

（1）児童福祉施設の整備計画について

- ① 事務局（子育て支援課）【資料2-1（児童福祉施設（幼稚園⇒幼保連携型認定こども園）の整備計画1（仮称）青い鳥こども園）】により説明

【A委員】

資料4ページの定員設定についてであるが、0歳児1名及び1歳児4名の定員を設定されている。0歳児1名という定員設定では、保育者と一対一の対応になるため、いかがなものかと思う。また、0歳児が1歳児と同じ部屋となっているが、もし0歳児が月齢の低い場合、抵抗力が弱かったりするため、様々な感染症があるので、できれば複数の定員設定が望ましいと思う。今回はこの定員設定でよろしいということであれば、今後定員設定をするに当たって、何らかの基準を定めてはどうかと思う。公益性や時代要請に合った定員設定が必要ではないかと考える。

【事務局】

今回、この定員設定となっている一番の理由は、職員の雇用によるものだと聞いている。保育士の人材不足に加え、幼稚園から幼保連携型認定こども園への移行を行うため、保育部分のノウハウがないため不安があることは、理解できる場所ではあるが、一方で、この地域の令和6年度の現時点の入園希望者数を確認したところ、1歳児については4名から8名程度の待機児童が生じ、0歳児については待機児童がないとの見込みとなっている。そのため、市としても、1歳児については定員を拡大したいと考えている。12ページの図面における0、1歳児保育室の面積だが、面積基準上は7人まで受け入れ可能であるため、今回の定員は0歳児1名、

1歳児4名と合わせて5名だが、将来的には7人まで受け入れが可能である。しかしながら、保育室の面積以上には子どもを受け入れることができない上、実際に移行するのは2年後になるので、今回の整備計画においても、設計の面での面積の拡大、あるいは将来的な定員の拡大について、今後法人と協議していきたいと思う。

先ほど話があった0歳児と1歳児が同じ部屋であることについては、保育の際にはベビーサークルや可動間仕切りを設置すると思われるが、今後計画を進めていく上で、安全な保育をするように伝えていきたい。

【B委員】

今の話の理由についてだが、ノウハウがないというのは分かる。ただ職員の手当がつかないから、こういう形だという理由は少しおかしいような気がする。例えば、ノウハウがないため不安なのであれば、仮に定員を3人にしておいて、ノウハウができるまで受け入れ人数を制限するとか、あるいは前回の聖心第三幼稚園のように、0歳児の設定をしないなどすれば良いのではないか。

【事務局】

実際には開園する2年後に向けて進めていく中で、現時点で雇えるかどうか、誰を配置できるか分からない中での話で、法人が不安を感じるのも同意できるが、委員の意見ももっともだと思う。おそらく0歳児の設定については、上の年齢の園児の兄弟児を受け入れる枠を確保できたらとの考えによるものと思う。先ほどの説明と重なるが、弾力化の範囲内で、面積基準としては7名まで受け入れが可能となるため、実態に合わせて保育を行って行くことになると思う。

【会長】

今回は整備計画についての審議のため、定員をどこまで設定して整備計画を作るのがいいのかという話と、利用定員で面積基準が十分かどうかとの観点からの審査になってしまっている関係で、本格的に動き出したときに定員が十分かどうかというところをどこまで織り込むのか、その時に過大に申請ができるのかどうか、議論があるところだろうと思う。

一方、家庭的保育事業所の場合は、先ほどの説明のように経験がないからこの形での理由により、審議が通っているところがある。家庭的保育事業所とは少し違うのかもしれないが、この段階でどこまでの形を提示した上で、議論をした方がいいのかは、今までの前例も考慮して整理した方がいいかと思う。委員より提案いただいたことは、事務局の方でも検討や再確認いただければと思う。

【A委員】

もう一点運営上のことになるが、午睡用にコットを使用すると記載されているが、0、1歳児には体が固定されて自由がないのではないかと気になる。

【事務局】

コットも色々な仕様のものが出ているようだが、今後どのように運用していくかについては、安全な保育の設備にするように法人に伝える。

【C委員】

審査の結論としては会長の話で問題ないが、0、1歳児が一緒の5人に対して、職員が1人だということが引っかかる。審査の基準としては問題ないだろうが、そもそも0歳児と1歳児を一緒に、保育士1人で見ること自体が、保育としてどうなのかとの視点である。安全であればいい訳ではなく、発達段階がかなり違うこともあり、そこを配慮した保育をするように、今後指導していただきたい。初めての経験だからこそ、最初から0歳児と1歳児一緒でいいとの話ではないと思うので、その観点での指導あるいは今後の指導の際には、適切な保育になっているか気に留めておいていただきたいと思う。

【B委員】

この整備計画に関して、安全の部分でいくつか確認をしたい。この場所は国道16号沿いで交通量が多く、小さい子どもにとっては危険が多い場所であると現地を見て感じる。まず1つ目は、8ページの現状の配置図によると、通常国道16号沿いではなく市道1006号沿いにあるメインの出入口を使っているように思う。9ページの新園舎建築後の配置図によると、最初に市道1006号側から新園舎を建築する工事が入るため、工事中の園児の登園時は、どういう経路で現状の園舎へ入っていくのかということである。2つ目は、新園舎が建って、現状の園舎を取り壊した後の園児の動線についてである。国道16号線沿いの入り口から入り、1階に保育室のある3、4歳児は10ページの▲のエントランスから園舎に入るが、それ以外の2階、3階に保育室がある園児はどのように登園するのかということである。3つ目は、幼保連携型認定こども園として移行した後の駐車場の確保はどうなっているのかということである。

【事務局】

まず1つ目についてであるが、お見込みのとおり園児は市道1006号より登園している。現在幼稚園であるので、園バスで登園する園児もいるが、図面下方の市道689号の右方向のところ賃借している駐車場があり、そこに園バスを止めて園児を降ろし、園児は歩いて登園している。2つ目の幼保連携型認定こども園になって以降も1号こどもについては、9ページの図面の下方の門扉から入り、グレーで表示されている直角な通路（屋根がある）を通過して園舎へ登園することになる。園バスは登園時のみ屋外遊戯場へ入り、そこで園児を降ろすことになっている。徒歩の園児については保護者が送迎するため、10ページ上方の正門から入り、インターホンの所を通過して▲表示のところから園舎へ入る。3、4歳児以外の2、3階に保育室がある園児は、図面下方の屋外避難階段を上り、中央の▲印からそれぞれ園舎に入る。エレベーターがあるため、雨の日や乳児の保護者等は1階から入って、エレベーターで3階保育室に行くことも可能である。

3つ目の駐車場についてであるが、6ページの地図において、園の敷地の2ブロック右の空き地を駐車場として賃借している。その下方に月極駐車場の表示があるが、ここも借り上げて駐車場として使用する予定と聞いている。

【B委員】

もう1度確認するが、園バスの事を失念していた。新園舎が建って、現状の園舎もある状態において、徒歩の園児は今事務局より説明のあった経路で通園するが、園バスを利用する園児はどのような経路で登園するのか。

【事務局】

6ページの地図において、先ほど説明した賃借している駐車場に園バスを止めて、園児を降ろし、先生が引率して園児は市道689号を右側に進み、パークサイドコートを回って国道16号に出て、正門から園の敷地に入る。国道16号には歩道があるので安全である。

【B委員】

市道689号は危なくないのか。

【事務局】

市道689号はやや狭い道路であるが、一方通行で交通量はそれほど多くはない。

【B委員】

何か月かは、園児が公道を歩くことになるため、気を付けるようにした方がよいと思う。

【事務局】

承知した。

【会長】

それでは、他に意見はないようなので、事務局は、整備に向けた手続きを進めていただきたい。

② 事務局（子育て支援課）【資料2-2（児童福祉施設（幼保連携型認定こども園）の整備計画2 太田和こども園）】により説明

【B委員】

いくつかあるので区切って質問しても良いか。

まず確認だが、資料の施設の名称が太田和こども園・太田和こども園分園になっている。整備計画の中で、本園の解体がなかったため、新園舎が建った後に本園が分園になるのかと少し思ったが、そういうことではないのか。

【事務局】

分かり辛い表記になっていて申し訳ない。施設の形態としては、分園舎を解体しその場所に本園と分園の機能を一体化した新園舎を建てるため、新園舎建築後は分園の表記が無くなり、太田和こども園となる。整備計画では、現状の本園舎の解体は入っておらず、従って補助金の対

象にもなっていない。新園舎建築後は、現状の本園舎は幼保連携型認定こども園ではなくなるが、その後の用途については、法人が検討中であると聞いている。現状の本園舎及び分園舎は自費で建築しているため、今回の整備で財産処分等の手続きは生じない。

【B委員】

次に聞いたかったのは、現状の本園舎・分園舎の築年数についてである。

【事務局】

今回解体する分園舎は、平成17年築である。比較的新しいが、分園舎の敷地が本園の敷地よりかなり広いため、分園舎を建て替える方が機能を集約するのには適していると思われる。先ほど残すと話した本園舎は、昭和54年（1979年）築であるため、築45年にはなるが、耐震診断を実施したことがあるとのことだ。耐震性能の指針であるIs値が0.98であったということなので、耐震性については使用可能との結果であったとのことである。

【B委員】

続いて質問であるが、新園舎の建築中は本園舎と建築予定の仮設園舎（53.95m²）で教育・保育をするとのことだが、これが設置基準を満たしているか、ここで審議する必要はないのか。

【事務局】

これまでも仮設園舎を建築して、園舎の建て替え工事を行ったケースはあったが、担当で仮設園舎の図面は確認しているが、この審議会でも個別にその仮設園舎の内容について審議したことはない。

【B委員】

工事中の園舎については、本園舎の他に仮設園舎を建てて、設置基準は満たしているとのことでしょうか。

【事務局】

お見込みのとおり。

【B委員】

もう一つ質問だが、今までの話を総合すると、この整備は学童クラブが別の場所にあったり、本園と分園の敷地が離れていたり、使い勝手がいろいろ悪いと、広い方の敷地に新園舎を建築し集約する事業であるか。

【事務局】

設置者側の方向性はお見込みのとおりである。市の方としては、医療的ケア児の法律が施行され、医療的ケア児を受け入れる整備をしていかななくてはならないとの社会的要請があり、この太田和こども園は既に看護師を雇用し、医療的ケア児を受け入れており、新園舎になると保育がし易くなるため、この計画を進めて行きたいと考えている。

【A委員】

資料の「施設の名称」についてであるが、「(仮称)太田和こども園」とした方が分かりやすいと思うがいかがか。それともう1点、現状の本園舎は新園舎完成後に使わないことになることなので、資料の「整備の概要」に旧園舎は幼保連携型認定こども園の機能を失う等の明記が必要ではないかと思うがいかがか。さらに「整備の概要」には主に医療的ケア児のことが記載され、最後に付随して機能を統合して1つにしたいと書かれている。21ページの図面で医療的ケア児の施設を確認したがごく一部であるため、その他の多くの園児の教育・保育の設備について明記された方がいいのではないかと感じた。

【事務局】

「施設の名称」については、「(仮称)太田和こども園 現太田和こども園・太田和こども園分園」が正しいため適切でなかったと思う。「整備の概要」については、今回整備計画ということで工事部分について記載している。現状の本園舎の解体が工事の計画に入っていないため、このような記載になった。今後は分かりやすい資料を作成したいと思う。また、医療的ケア児以外の園児の教育・保育についても今後分かり易い表記にしていきたいと思う。

【会長】

整備計画のため、どこまで書いて報告するか、経営主体が社会福祉法人であるため、社会福祉法人として別の事業を行う等検討していると思うので、分かっていたら報告していただきたいとの話と思う。現段階では未定であるためこのような報告になったものと思われる。

【A委員】

確認であるが、分園は廃止で間違いはないか。もし、現状の本園舎を残し分園として使用する可能性があるならば、今回の整備計画で定員を設定した方がよいと考える。

【事務局】

お見込みのとおりである。先ほど説明したように分散している機能を不合理があるため、集約するという計画であるため、今後また残した園舎を新たに分園として使用することを認める予定はない。

【会長】

今回は、資料の10番の子どもの内訳及び学級数から11番の職員数の説明で、これが目一杯であるとの整備計画が上がってきていると思うため、それ以外のことがある場合には、1から検討されることになるだろうと思う。現状の理解について一定の合意があったと思う。名称のところも含めてであるが太田和こども園の建て替え整備計画については、事務局の方は整備に向けた手続きを進めていただきたい。

3 報告事項 (会長による議事進行)

(1) 放課後児童クラブの整備計画について

○事務局（子育て支援課放課後児童対策担当）【資料3】により説明

【B委員】

もし可能であれば先ほどの太田和こども園の分園についてもそうだが、施設整備をするのであれば、整備する前の現状の図面があると分かり易いと思う。

【事務局】

今後付け加えたいと思う。

(2) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に関するパブリック・コメント手続の実施について

○事務局（子育て支援課放課後児童対策担当）【資料4】により説明

【A委員】

確認だが、資料25ページの中頃に「職員の研修計画を定めた上で、～」以下の「2年以内に研修を修了することを予定している者」と書いてあるが、放課後児童支援員になるために、そこで働いて経験を積まなければ受けられないとのことで良いか。

【事務局】

はい。26ページの記載が放課後児童支援員になることができる基礎的な資格である。質問の「2年以内に～」のところは、(3)の「学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの」とあるように、高校を卒業して2年以上放課後児童クラブ等で働くことが必要であるが、(1)や(2)にあるように保育士や社会福祉士の資格を持っている人はその時点で受験資格がある。そのため放課後児童支援員の退職があり、その後任として保育士の資格は持っているが、放課後児童支援員の資格は持っていない人を採用した際に、研修を受けていないため、放課後児童支援員として扱うことができないということを防ぎたいと思っている。

【A委員】

全く資格や経験のない人は、やはり2年ぐらい実地を経験しなければ受けられないことで良いか。

【事務局】

お見込みのとおり。なお、今回の改正で2年以内に研修を修了としているのは、放課後児童支援員の研修を何らかのトラブルでその年に受けることができなくなる可能性や国の要綱等でも2年以内にとあることから2年以内にした。

(3) 保育所等の職員配置基準の見直しについて

○事務局（子育て支援課）【資料5】により説明

【B委員】

横須賀市においては条例でこれまで国基準を上回る配置をしており、手厚い配置ということで感謝をしている。それで今般、国基準が少し上がるとのこと、もし可能であれば、少しでも構わないので、今後も国の新基準を上回る手厚い配置を検討お願いしたい。この議論が出る時に、必ず保育士の手当がつかないからという話が出てくるが、本日審議した面も含め、配置基準ギリギリで運営している実態はほとんどない。そうすると、基準を上げてそれによって基準を下回ってしまうケースはあまり考えづらいため、可能な範囲で構わないので、ぜひ検討いただけるとありがたい。

【事務局】

そういう意見もあるということは承る。これから0～2歳児の基準について国も見込んで議論がされると思う。それに3～5歳児も含めて、パブリック・コメントでもたくさん意見が出てくると思うので、検討の1つにしたいと考えている。

【A委員】

検討していただけるということは、大変ありがたい。全てコロナのせいにはいけないが、子どもの発達状況が停滞している。コロナ前の子どもの健康状態及び運動量と、今の子どものそれを比較しても全く違うため手がかかる。そのため手厚い配置をお願いする。

【事務局】

重ねてのご意見承った。検討の材料にしたい。

4 その他

なし

5 閉 会 (事務局)

令和6年度のこども育成分科会は9月、12月、3月を予定している。次回、第60回は令和6年9月に開催し、議事は「児童福祉施設等の定員変更について」等の予定。

以上